

事務連絡  
令和4年4月8日

各都道府県  
指定都市 難病対策担当課 御中

各都道府県  
指定都市 小児慢性特定疾病対策担当課 御中  
中核市  
児童相談所設置市

厚生労働省健康局難病対策課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

小児慢性特定疾病医療費または特定医療費の支給認定の申請時に  
おける特別児童扶養手当等の各種手当の周知について

日頃より、小児慢性特定疾病対策及び難病対策の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当に関して、難病や小児慢性特定疾病の関係団体との意見交換の場において、小児慢性特定疾病医療費等の支給認定の申請者が当該手当を知らないことにより、受給の機会を逃していることがある、との意見をいただきましたので、別添のとおり、小児慢性特定疾病児童等の保護者指定難病病患者等から小児慢性特定疾病医療費や特定医療費の支給認定の申請時等に活用できる周知用のチラシ（ひな形）を作成いたしました。

つきましては、内容について御了知いただくとともに、当該チラシを活用した支給認定申請窓口や相談窓口等での周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

チラシ（ひな形）の毎年度の手当月額については、物価変動に応じて改定される場合がありますので、手当所管部局と連携し、ご記入の上ご利用ください。なお、この事務連絡は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課から各都道府県の特別児童扶養手当等所管部局に対して情報提供されていることを申し添えます。

【担当連絡先】

●厚生労働省健康局難病対策課小児慢性特定疾病係／難病医療係  
T E L : 03-5253-1111 (内線 2298, 7937 / 2355, 2356)  
E - m a i l : [shouman@mhlw.go.jp](mailto:shouman@mhlw.go.jp) / [nanbyou02@mhlw.go.jp](mailto:nanbyou02@mhlw.go.jp)

# 特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当のご案内

## 1. 特別児童扶養手当

支給要件	20歳未満で精神または身体に障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等
対象者	1級 障害基礎年金の1級の基準に相当する障害がある児童 2級 障害基礎年金の2級の基準に相当する障害がある児童
支給月額 令和○年度	1級 〇〇,〇〇〇円 2級 〇〇,〇〇〇円
支払時期	原則として毎年4月、8月、12月（または11月）に、それぞれ前月分までを支給します。
所得制限	次の対象者のいずれかの前年の所得が一定の額以上のときは、手当は支給されません。 ・受給資格者（障害児の父母等） ・受給資格者の配偶者 ・受給資格者と生計を同じくする扶養義務者

## 2. 障害児福祉手当

支給要件	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活で常時の介護が必要な状態にある在宅の20歳未満の人
対象者	障害基礎年金1級の基準に相当する障害より一定程度重度の障害がある児童
支給月額 令和○年度	〇〇,〇〇〇円
支払時期	原則として毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分までを支給します。
所得制限	次の対象者のいずれかの前年の所得が一定の額以上のときは、手当は支給されません。 ・受給資格者（重度障害児）本人 ・受給資格者の配偶者 ・受給資格者の生計を維持する扶養義務者

## 3. 特別障害者手当

支給要件	精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある在宅の20歳以上の人
対象者	障害基礎年金1級の基準に相当する障害が重複している状態と同程度 またはそれ以上の障害がある人
支給月額 令和○年度	〇〇,〇〇〇円
支払時期	原則として毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分までを支給します。
所得制限	次の対象者のいずれかの前年の所得が一定の額以上ときは、手当は支給されません。 ・受給資格者（特別障害者）本人 ・受給資格者の配偶者 ・受給資格者の生計を維持する扶養義務者

## 手続きなどのお問い合わせ

各手当や申請に関する詳しい情報については、住所地の市区町村の各手当窓口までお問い合わせください。